

写

令和4年8月23日

広島労働局長  
阿部 充 殿

広島地方最低賃金審議会  
会長 三井 正 信

広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、広島県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。